

令和4年度標語

11月は、児童虐待防止推進月間です

いちはやく 『もしかして?』ためらわないで!189

児童虐待とは

親など現に子どもを監護している保護者が、子どもに対して身体的な危害を加えたり適切な保護や養育を行わないこと、言葉によるおどかしや拒否的な態度をとったりわいせつな行為をすること(させること)などによって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長、発達を損なう行為をいいます。



なぜ体罰や暴言をしてはいけないのか

たとえ親などがしつげと思っていても、体罰や暴言は子どもの成長及び発達に悪影響を与えることが科学的にも明らかになっています。
令和2年4月1日に施行された児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法案化されました。

困っている親を 追いつめないでください

虐待をしてしまう保護者は、子育ての不安やいろいろな事情があり、家庭全体に多くの悩みを抱え、援助を必要としているのかもしれません。
周囲から保護者への一方的な非難は、かえって家庭を孤立させ、問題を悪化させることがあります。子どもは社会全体で守っていかなければなりません。
子どもを助けたいと思う一報が子どもの命を救い、家庭全体を救うのです。

「虐待かもしれない」と思われた時は お電話ください。

- ・身体的虐待「不自然な傷が多い」、「叩く音や泣き声が聞こえる」、「家の外に締め出している」
 - ・ネグレクト「衣服や体がいつも極端に汚れている」、「車内に子どもが放置されている」
 - ・心理的虐待「子どもに対して暴言がある」、「きょうだい間差別がある」、「夫婦間DVがある」
 - ・性的虐待「子どもにわいせつな行為をしている(させている)」
- など、子どもへの影響が危惧されるようなことがあれば、連絡してください。

お問い合わせ先

- ・役場保健福祉課子育て支援係 ☎ 62-4473
- ・北海道北見児童相談所 ☎ 0157-24-3498
- ・児童相談所虐待対応ダイヤル 189(通話料はかかりません)
- ・虐待の相談以外にも子どもの福祉に関する様々な相談を受け付けています。
→児童相談所相談専用ダイヤル 0120-189-783

小清水分署 出動件数状況

【火事・事故・救急は】急いで119番へ!

問合せ:小清水分署 ☎0152(62)2851



令和4年9月30日現在 ()内は前年同期件数

区分	火災	救助	救急	救急支援警戒
9月	0件 (1)	2件 (1)	13件 (24)	0件 (3)
1月から9月までの累計	2件 (5)	4件 (1)	156件 (142)	6件 (8)

犯罪被害者等支援活動 についてのお知らせ

警察では、事件や事故の被害に遭われた方や家庭内暴力、ストーカー、お子さんのいじめ問題で悩んでいる方などの相談を受け付けています。

また、事件事故による心の傷が癒やされずに悩んでいる方のために、民間の被害者相談窓口のカウンセラーがあなたの話をお聞きします。

警察相談電話

◆ 性犯罪相談110番

#8103(ハート2)

※ #8103(ハート2)に繋がらないうちの場合

0120(756)310

◆ 少年相談110番

0120(677)110

◆ 暴力団相談電話

011(262)0200

◆ 道警相談センター

#9110

民間被害者相談電話

◆ 北海道被害者相談室(札幌)

011(262)8740

◆ オホーツク被害者相談室(北見)

0157(25)1137

◆ 性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH)

050(378)079



国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和4年1月1日から令和4年12月31日に納められた保険料の全額です(令和4年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります)。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。(マイナンバーカードで電子確定申告した場合、添付は不要です。ただし5年間の保存は必要です。)

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	発送時期	対象者
①	令和4年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和5年2月上旬	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。)

なお、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう!

お問い合わせ先

日本年金機構 北見市年金事務所

☎ 0157(25)9635

変更 [11/21(月)~]

☎ 0157(25)8703